

鎌ヶ谷市自治会連合協議会規約の一部改正について 新旧対照・解説

条文（旧）	条文（新）	解説
<p>第3章 役員等</p> <p>（役員）</p> <p>第9条 本会に、次の役員を置く。</p> <p>会 長 1名</p> <p>副会長 2名</p> <p>会 計 2名</p> <p>監 事 2名</p> <p>2 役員任期は2年とし、補充役員任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。</p> <p>（役員選出）</p> <p>第10条 役員選出は、次の定めによる。</p> <p>（1） 会長、副会長、会計は、理事の中から互選により理事会において選出し、総会の承認を受ける。</p>	<p>第3章 役員等</p> <p>（役員）</p> <p>第9条 本会に、次の役員を置く。</p> <p>会 長 1名</p> <p>副会長 2名</p> <p>会 計 2名</p> <p>監 事 2名</p> <p>2 役員任期は2年とし、補充役員任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。</p> <p>（役員選出）</p> <p>第10条 役員選出は、次の定めによる。</p> <p>（1） 会長は、理事の中から互選により理事会において選出し、総会の承認を受ける。</p> <p>（2） 副会長及び会計は、会長が理事の中から選任し、理事会及び総会の承認を受ける。</p>	<p>副会長は「会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。」ため、会長と同じ意向の理事が望ましい。</p> <p>会計は「本会の財政を掌握し、総ての収支を明らかにする。」立場にあり、権限のある会長が資産を管理する会計を選任することになるが、実務は事務局で行っているため会長の選任で可能である。</p>

(2) 監事は、理事以外の単位自治会長、連合自治会長、単位自治会役員等、もしくは連合自治会役員等から理事会において選出し、総会の承認を受ける。

(役員職務)

第11条 役員職務は、次の各号に定めるところとする。

(1) 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

(2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。

(3) 会計は、本会の財政を掌握し、総ての収支を明らかにする。

(4) 監事は、本会の経理及び事業を監査する。

(役員失職)

第12条 役員が理事の職を離れたときは、その職を失う。

(3) 監事は、理事以外の単位自治会長、連合自治会長、単位自治会役員等、もしくは連合自治会役員等から理事会において選出し、総会の承認を受ける。

(役員職務)

第11条 役員職務は、次の各号に定めるところとする。

(1) 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

(2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。

(3) 会計は、本会の財政を掌握し、総ての収支を明らかにする。

(4) 監事は、本会の経理及び事業を監査する。

(役員失職)

第12条 役員**(監事を除く)**が理事の職を離れたときは、その職を失う。

2 役員がやむを得ない理由により辞任する場合は、理事会の承認を得て、その職を辞することができる。

3 役員解任は、次の各号に定めるところとし、総会の議決を要する。

(1) 規約に違反した場合

(2) 本会の名誉を傷つける行為をした場合

(3) 心身の故障等により職務の遂行に支

役員は監事も含まれるので**(監事を除く)**明記する。

「辞任する場合」が明記されていなかったもので定める。

「解任」が明記されていなかったので定める。

総会の承認を受けているため、総会で解任することとする。

副会長は会長の代行としての職務があり、副会長、会計、監事は2名いるので定期総

追加	<p><u>障があると認められた場合</u> <u>(4) 不適切な行為または職務上の義務違反があった場合</u></p> <p><u>附 則</u> <u>この規約は、令和7年5月24日から施行する。</u></p>	会まで支障がなければ役員の選出はしなくても良い。
----	---	--------------------------